

埼玉県里親制度普及促進事業実施要綱

第1 目的

この要綱は、里親制度に対する社会的理解や関係機関の共通認識を深めるなど里親制度の普及啓発を積極的に行うとともに、里親及び里親になることを希望する者に対し研修を実施することにより、家庭養育の必要な児童を受け入れる里親として必要な基礎的知識や養育技術の修得を図り、もって資質の向上を図ることを目的とする。

第2 実施主体

実施主体は、県とする。

ただし、必要に応じて適切に実施することができる者と認めた者に委託して実施できることとする。

第3 事業内容

1 普及啓発

里親経験者による講演会や里親制度の説明会等を積極的に実施するなど里親制度の広報活動を行い、新たな養育里親を開拓するとともに、併せて養子縁組を円滑に推進するため、養子縁組により養親となることを希望する者（以下「養子縁組里親」という。）を開拓する。

2 養育里親研修及び養子縁組里親研修

(1) 趣旨

養育里親研修及び養子縁組里親研修は、児童福祉法第6条の4第1項及び第2項に定める「都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修」として実施するものであって、家庭養育の必要な児童を受け入れる養育里親及び養子縁組里親として必要な基礎的知識や技術の習得を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的とし、一体的に実施する。

(2) 種類

養育里親研修及び養子縁組里親研修は、「基礎研修」、「登録前研修」、「更新研修」とする。

(3) 研修の免除

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養育里親研修制度の運営について」（平成21年3月31日、雇児発第0331009号）及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養子縁組里親研修制度の運営について」（平成29年3月31日、

雇児発第03310第37号)により、「現に里親登録されており、委託児童を養育中の里親」その他の同通知に掲げられた者については、研修の一部又は全部を免除できる。なお、このうち、「要保護児童の親族である者」（児童福祉法施行規則第1条の39に該当する者を除く）については、基礎研修を免除できるほか、認定前研修のうち実習を免除できることとする。

(4) 基礎研修

ア 研修対象者

- (ア) 養育里親及び養子縁組里親になることを希望する者
- (イ) 養育里親又は養子縁組里親のどちらか一方になることを希望する者
- (ウ) 上記(ア)、(イ)に掲げる者のほか、こども安全課長又は児童相談所長が研修を受講させる必要があると認めた者

イ 研修の申込

受講希望者は、受講希望者の居住地を管轄する児童相談所（以下「管轄児童相談所」という。）に対し、様式第1号「里親（基礎）研修受講申込書」により、研修の受講を申し込むものとする。

ウ 研修の方法

- (ア) 講義・演習及び実習により行うものとする。
- (イ) 研修科目は、平成21年厚生労働省告示第225号（平成23年9月1日一部改正）「児童福祉法施行規則第1条の34の厚生労働大臣が定める基準」及び平成29年厚生労働省告示第133号「児童福祉法施行規則第1条の38の厚生労働大臣が定める基準」に掲げるもののうち、里親養育論、養護原理、児童福祉論、里親養育演習、養育実習とする。
- (ウ) 養育実習は、児童養護施設等で行うものとする。

エ 研修の期間

概ね2日間とする。

オ 研修の回数

講義・演習は、年5回実施し、養育実習については年8回実施するものとする。

カ 修了の認定

- (ア) 県は、基礎研修の課程を修了した者に対して、様式第2号により「里親（基礎）研修修了証書」を交付するものとする。
- (イ) 修了証書の有効期間は、交付された日から1年間とする。
- (ウ) 修了証書の有効期間を過ぎた場合には、修了証は無効となり、(5)の登録前研修を申し込むことはできない。

キ その他

基礎研修を受講した日から1年以内に基礎研修の全科目を修了しない場合は、

受講した研修科目は無効とする。

(5) 登録前研修

ア 研修対象者

- (ア) 養育里親及び養子縁組里親になることを希望する者のうち、管轄児童相談所に里親申請書を提出した者
- (イ) 養育里親又は養子縁組里親のどちらか一方になることを希望する者のうち、管轄児童相談所に里親申請書を提出した者
- (ウ) 上記 (ア)、(イ) に掲げる者のほか、こども安全課長又は児童相談所長が研修を受講させる必要があると認めた者

イ 研修の申込

受講希望者は、基礎研修修了後、管轄児童相談所に対し、様式第3号「里親（登録前）研修受講申込書」により、研修の受講を申し込むものとする。

ウ 研修の方法

- (ア) 講義・演習及び実習により行うものとする。
- (イ) 研修科目は、平成21年厚生労働省告示第225号（平成23年9月1日一部改正）「児童福祉法施行規則第1条の34の厚生労働大臣が定める基準」及び平成29年厚生労働省告示第133号「児童福祉法施行規則第1条の38の厚生労働大臣が定める基準」に掲げるもののうち、里親養育論、発達心理学、小児医学、里親養育技術援助、里親養育演習、養育実習とする。

なお、養子縁組固有の課題であると考えられる以下の内容を含むものとする。

- A 児童福祉の観点からの特別養子縁組及び普通養子縁組制度の意義と養子縁組里親制度の内容、家庭裁判所への申立等手続きの流れ
- B 要保護児童の多様な背景の理解、縁組成立前や成立後に想定される実親の事情の変化や子供の発達に伴う状況の変化とそれを受け止めることの必要性
- C 養子縁組による「育ての親」であることを子供に伝える、いわゆる「真実告知」の重要性を含む子供が自分の出自を知る権利の重要性
- D 養子縁組里親としての委託期間はもとより、養子縁組成立後においても、児童相談所や地域の関係機関が養育を支援することとしており、養親・養子は必要な支援を受けることが重要であること

- (ウ) 養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設等で行うものとする。

エ 研修の期間

概ね4日間とする。

オ 研修の回数

講義・演習は、年5回実施し、養育実習については受講対象者ごとに実施するものとする。

カ 修了の認定

(ア) 県は、登録前研修の課程を修了した者に対して、様式第4号により「里親（登録前）研修修了証書」を交付するものとする。ただし、要保護児童の親族であることを理由として科目の一部を免除されて登録前研修の課程を修了した者に対しては、前段の規定にかかわらず、様式第4号の2により「里親（登録前）研修修了証書」を交付するものとする。

(イ) 修了証書の有効期間は、交付された日から2年間とする。

キ その他

登録前研修を受講した日から2年以内に登録前研修の全科目を修了しない場合は、受講した研修科目は無効とする。

(6) 更新研修

ア 研修対象者

養育里親又は養子縁組里親であって登録の更新を希望する者とする。

イ 研修の申込

養育里親又は養子縁組里親を続けることを希望する者は、管轄児童相談所に対し様式第5号「里親（更新）研修受講申込書」により、研修の受講を申し込むものとする。

ウ 研修の方法

(ア) 講義・演習及び実習により行うものとする。

(イ) 研修の科目は、平成21年厚生労働大臣告示第227号「児童福祉法施行規則第36条の4第2項の厚生労働大臣が定める基準」及び平成29年厚生労働省告示第133号「児童福祉法施行規則第1条の38の厚生労働大臣が定める基準」に掲げるものとする。

(ウ) 養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設等で行うものとする。

エ 研修の期間

概ね2日間とする。

オ 研修の回数

講義・演習は、年2回程度実施し、養育実習については受講対象者ごとに実施するものとする。

カ 修了の認定

(ア) 県は、更新研修の課程を修了した者に対して、様式第6号により「里親（更新）研修修了証書」を交付するものとする。

(イ) 修了証書の有効期間は、交付された日から5年間とする。

3 専門里親研修

(1) 趣旨

専門里親研修は、被虐待児等家庭養育の必要な児童を受け入れる専門里親として必要な基礎的知識や技術の修得など、専門里親の養成を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的とする。

(2) 種類

専門里親研修は、新規認定時の研修（以下「認定研修」という。）と専門里親の登録更新時に実施する研修（以下「更新研修」という。）とする。

(3) 認定研修

ア 研修対象者は下記のいずれかに該当する者とする。

(ア) 養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有するものであること。

(イ) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたものであること。

(ウ) 知事が(ア)及び(イ)と同等以上の能力を有すると認定した者であること。

イ 研修の実施方法

(ア) 研修の受付及び承認

A 専門里親になることを希望する者（以下「専門里親希望者」という。）は、知事に以下の書類を提出しなければならない。

a 専門里親認定研修受講申込書（様式第7号）

b アの(ア)から(ウ)のいずれかに該当することを証明する書類（様式第8号）

B 県は、受講の申込みをした専門里親希望者について書類審査を行い、受講を承認する場合には様式第9号により専門里親希望者あて通知し、受講を承認しない場合は様式第10号により専門里親希望者に通知するものとする。

(イ) 研修の方法

A 認定研修は、講義、演習及び実習により行うものとする。

B 研修科目は、平成21年厚生労働大臣告示第226号「児童福祉法施行規則第1条の36第2号の厚生労働大臣が定める研修」別表に掲げるものとする。

C 告示の別表の区分の欄に掲げるもののうち、養育の本質、目的及び対象の理解に関する科目に関する講義は、通信教育で行うものとする。

D 養育の内容及び方法の理解に関する講義は、スクーリングで行うものとする。

E 養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、又は児童自立支援施設で行うものとする。

(ウ) 研修科目の免除

児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において、現に児童を処遇する職員として勤務している者又は離職してから3年以内の者、その他被虐待児の処遇に関し十分な知識及び経験を有し知事が適当と認めた者については、養育実習を免除できるものとする。

(エ) 研修期間

A 研修期間は、原則として、概ね4か月以上とする。

B 養育の本質・目的及び対象の理解に関する科目については、1か月間に履修できる科目は2科目までとする。

C 養育の内容及び方法の理解に関する科目については、スクーリングの期間は、概ね3日間とする。

D 養育実習科目の実習期間は、のべ7日間とし、宿泊研修を1回は実施しなければならないものとする。

(オ) 養育実習

養育実習先については、受講者と協議し、養育実習先と調製の上、県が選定するものとする。

(カ) 受講期間の延長

受講年度で全課程を修了できなかったものについては、次年度に限り、受講期間を延長して、未修了科目を受講することができるものとする。

(4) 更新研修

ア 対象者

専門里親の登録を受けている者

イ 実施方法

県は、養育技術の向上等を目的として更新研修を実施するものとする。

ウ 研修期間

概ね2日間とすること。

(5) 修了認定

ア 修了認定

県は、専門里親研修の課程を修了した者に対して、修了認定を行う。

イ 修了証書の交付

(ア) 県は、専門里親認定研修の課程を修了した者に対して、様式第11号により修了証書を交付するものとする。

(イ) 県は、専門里親更新研修の課程を修了した者に対して、様式第12号により修了証書を交付するものとする。

ウ 修了証書交付の記録

県は、専門里親認定研修の修了証書を交付したときは、その旨を様式第13号「専

門里親認定研修修了者名簿」に記録するものとする。

エ 修了証書の有効期間

修了証書の有効期間は、交付された日から2年間とする。

(6) その他

研修受講者のうち、(3)ア(イ)又は(ウ)に該当する者であって、養育里親研修を修了していない者については、専門里親研修を修了したことをもって養育里親研修を修了したものとみなす。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行し、同年9月16日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。